

茅ヶ崎市教育委員会の所管に係る茅ヶ崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

茅ヶ崎市教育委員会教育長 青 柳 和 富

茅ヶ崎市教育委員会規則第 2 号

茅ヶ崎市教育委員会の所管に係る茅ヶ崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

茅ヶ崎市教育委員会の所管に係る茅ヶ崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成 1 7 年茅ヶ崎市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

茅ヶ崎市教育委員会の所管に係る茅ヶ崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則

本則中「茅ヶ崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（）」を「茅ヶ崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（）」に改め、「第 3 条から第 6 条まで」を削り、「茅ヶ崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則」を「茅ヶ崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。